第61回 | FA大会の報告

──所得の人的帰属の抵触を中心として──



はしがき 本稿は,平成19年11月16日開 催の会員懇談会における,東京大学法学部教授 増井良啓氏の『第61回IFA大会の報告――所得 の人的帰属の抵触を中心として』と題する講演 内容を取りまとめたものである。尚,添付資料 1,2を本文末尾にまとめて掲載している。

京都大会の概要

東アジアにおけるはじめての 開催

IFA (International Fiscal Association, 国 際租税協会)は、1938年に設立された民間の研 究団体である¹。毎年、世界の各地で大会を開 いている²。

その第61回大会が,2007年9月30日から10月 5日にかけて,国立京都国際会館で開催され た³。1997年のニューデリー大会がアジア初の 年次総会開催であったため,今回は,東アジア におけるはじめての開催ということになる。世 界各国から1,000名を超える登録者数があり, 東京大学法学部教授 增井良啓

盛況であった。

今回のIFA京都大会を開催するために, IFA 日本支部では数年前から組織委員会を設け(組 織委員長:金子宏東京大学名誉教授,事務局長: 宮武敏夫弁護士,財務委員長:水野忠恒一橋大 学教授),鋭意準備をすすめてきた。そして, 関係各位のご支援の結果,京都大会は成功裏に 終了した。私も組織委員会の末席に加えていた だいていたので,このように大がかりな会合が 無事に終了したことは,大変にありがたいこと であると感謝している。

本来は、財務副大臣をはじめとするご来賓を はじめとして、ご後援をいただいた関係諸機関, ご寄付やスポンサーシップをいただいた皆様, 各種のめんどうな依頼に快く応じてくださった 方々、ソーシャル・プログラムの円滑な設営に 尽力された多数の方々など、お礼を申し上げな ければならない方はあまりに数多い。しかし, そのような謝辞を私が述べるのは、いかにも分 不相応のことである。また、研究報告を行うた めの本日の会が、必ずしも適切な場であるとも いえないだろう。

そこで,以下では,ここ数年の例にならい, 年次総会の学術面に限定して,国際課税や比較

77

国際

課

¹ http://www.ifa.nl.

² 増井良啓「第60回 I F A 大会の報告— P E に帰属する利得を中心として一」租税研究688号137頁(2007年)および 同頁に引用した文献を参照。

³ http://www.ifa-kyoto.jp.

税制の研究の上でどのような点が議論されたか をかいつまんでご報告する。あくまで一参加者 の立場から研究者としての意見を述べるもので あり,組織委員会の一員としての発言ではない ことをご理解いただきたい。

2. 今回の学術プログラムの全体像

(1) プログラムの概要

今回の学術プログラムを表にまとめると,次 のとおりである。

	午 前	午 後
月曜	第1論題・移 転価格と無形 資産	セミナーA・IFA/EU
		セミナーB・排出権取引
火曜	第2 論題・所 得の人的帰属 の抵触	セミナーC・移転価格と費用 分担取り決め
		セミナーD・条約適格性と特 典制限条項
水曜	セミナーE・ IFA/OE CD	セミナーF・条約適格性と集 団的投資ヴィークル
		セミナーG・移転価格と間接 税
木曜	セミナーH · 国際課税の最 近の展開	セミナーI・多国籍サービス パートナーシップの課税
		セミナー J ・租税条約上の紛 争解決メカニズム

(2) 移転価格関係

際

課

税

第1論題は「移転価格と無形資産」であり, 宮武敏夫弁護士が総括報告書を執筆された。そ の日本語訳は租税研究の11月号に掲載されてい る⁴。日本の支部報告書は山川博樹氏が寄稿さ れた。支部報告書の日本語訳もすでに公刊され ている⁵。

この論題に関連して,ふたつのセミナーを用 意した。ひとつは,セミナーC「移転価格と費 用分担取り決め」である。いまひとつは、セミ ナーG「移転価格と間接税」である。セミナー Gのパネルの補佐をするための Secretary は、 ホスト国の日本から、一高龍司准教授がつとめ られた。

(3) 帰属および条約適格性関係

第2論題は、「所得の人的帰属の抵触」であ る。日本の支部報告書は、本庄資教授が執筆さ れた。この論題に関係して、セミナーD「条約 適格性と特典制限条項」、および、セミナーF 「条約適格性と集団的投資ヴィークル」が開か れた。いずれも、人的帰属の問題に密接に関連 する問題を、租税条約との関係でより各論的に しぼりこんだものである。セミナーFのパネリ ストとして、松田直樹税務大学校教授が参加さ れた。

(4) 定例のセミナー

定例のセミナーとして、3つのものが開かれ た。第1はセミナーA「IFA/EU」であり、 欧州委員会の活動報告がされたのち、「濫用と EC法」をめぐるパネル・ディスカッションが された。Secretary は北村豊弁護士がつとめら れた。

第2は、セミナーE「IFA/OECD」である。 例年どおりOECDの国際課税をめぐる動きが報 告された。しかるのち、今年は、無差別条項に ついてケース・スタディーをおこなった。無差 別条項を選んだのは、2007年5月3日にOECD が無差別条項をめぐるOECDモデル租税条約コ メンタリーの改定案をパブリック・コメントに 付していたからである。Secretary は宮本十至 子准教授が担当された。

第3は、セミナーH「国際課税の最近の展開」 である。各国の注目すべき最近の展開として、 全部で3つのトピックが紹介された。そのひと

⁴ 宮武敏夫「移転価格と無形資産」租税研究697号83頁(2007年)。

⁵ 山川博樹『移転価格税制―二国間事前確認と無形資産に係る実務上の論点を中心に』256頁(税務研究会, 2007年)。

つは日本の三角合併税制であり,藤田耕司弁護 士がパネリストをつとめられた。

(5) 個別のセミナー

より独立性の高いトピックを扱ったセミナー は、次の3つである。第1は、セミナーB「排 出権取引」である。排出権取引をめぐる課税問 題を扱った。CO2削減の枠組が京都議定書に 発することにちなんでいる。

第2は、セミナーI「多国籍サービスパート ナーシップの課税」である。これは、渉外弁護 士事務所のように、クロス・ボーダーでアドバ イスを行うパートナーシップ形態の事業にとっ て、日々直面せざるを得ない問題である。事例 研究の形をとり、単一パートナーシップが複数 の支店を有する場合、複数のパートナーシップ が関係するが支店がない場合、複数のパートナー シップを束ねるアンブレラ構造の場合のそれぞ れについて、議論を行った。

第3は、セミナーJ「租税条約上の紛争解決 メカニズム」である。既存の相互協議手続に関 する問題点と改善案の検討を行った。浅妻章如 准教授が Secretary をつとめられた。

(6) その他の学術的な催し

以上の他にも,次のような学術的な催しがあっ た。

第1は、Michell B. Carroll 賞の授与である。 Michell B. Carroll といえば、国際連盟の時期 に現在の国際課税の枠組をつくった父祖の一人 として著名である。その名を冠した賞の授賞式 が、毎年IFA年次総会で行われている。今年は、 Georg Kofler 準教授の「租税条約とEC法」と いう論文が選ばれた。Kofler 氏は、オースト リア出身で、現在、NYUの国際租税プログラ ムで教えている。この論文をめぐって、火曜の 夕刻には若手IFAの会(Young IFA Network、 YIN)がパネルを組織し、議論した。 第2は、ポスター・プログラムである。博士 課程で論文を執筆中の若手を対象にして、論文 の内容についてポスターを展示し、参加者と意 見を交換する機会である。毎年欧州勢の参加が 多いが、今年は日本からも参加があった。

第3は,各種展示である。OECDやIBFDを はじめとして,ブースを設け,税制関係の書籍 やデータベースの陳列がなされた。一橋大学国 際・公共政策大学院からは,渡辺智之教授が出 展された。

3. 本報告の趣旨

今回は、京都で開催されたこともあり、日本 からの参加者が多かった。そのため、例年に比 べると、大会に関する情報が格段に得やすい状 態にある。たとえば、日本租税研究協会でも、 2007年12月10日に、第1論題の移転価格につい て、宮武弁護士が講演される。また、税大ジャー ナルでも、京都大会の概要をまとめて公刊され ると聞いている。

そこで,以下では,第2論題にしぼって,総 括報告書の骨子を紹介し,日本法の角度からい くつかコメントを加えてみたい(Ⅱ)。さらに, むすびにかえて,今後のことなどに触れる(Ⅲ)。



1. 問題の所在

所得の人的帰属は課税要件のひとつである。 課税要件とは、納税義務の成立要件のことであ り、それを充足することで納税義務の成立とい う法律効果が生ずる⁶。各税目に共通の課税要 件として、納税義務者、課税物件、課税物件の 帰属、課税標準、税率の5つがある。たとえば 国際

課

⁶ 金子宏『租税法』126頁(第12版, 弘文堂, 2007年)。

個人所得税の場合,納税義務者は個人であり, 課税物件は所得であって,所得が個人に帰属し てはじめて,課税要件が満たされたことになる。 ひらたくいえば,「誰の所得であるか」が決まっ てはじめて,所得がその納税者に対して「人的 に帰属」することになり,納税義務が成立する のである。

国際課税の局面では「所得の人的帰属の「抵 触(conflict)」が深刻な問題である。なぜなら 各国がばらばらに課税するシステムのもとで, 人的帰属の判断が国ごとに異なると,二重課税 や課税の空白が生ずるからである。これが「所 得の人的帰属の抵触」という問題であり,今回 の第2論題のテーマである。

2. 総括報告書および当日の議論の 骨子

(1) 総括報告者の紹介

総括報告者 (general reporter) は, Joanna C. Wheeler 氏である。同氏は, 英国出身であ り, オランダのIBFD (International Bureau of Fiscal Documentation) において, Academic Council の座長をつとめている。と りわけ信託税制についての仕事に定評があり⁷, 所得の人的帰属を論ずるのに適任であった。 1990年代初頭から継続して, IFAの学術プログ ラムを企画する仕事を補佐してきた方でもある。

Wheeler 氏が京都大会の総括報告者に選任 されたのは、2005年2月、Madrid で開かれた 常設学術委員会 (Permanent Scientific Committee)でのことである。同氏はその直後 から精力的に検討を開始し、2005年11月には、 租税条約との関係で論点を整理した論文を公刊 している⁸。 (2) 総括報告書の構成とポイント総括報告書は、3部構成である(図表1)。

図表1 総括報告書の目次

Introduction 1. General principles 1.1. Taxable person 1.1.1. Domestic law 1.1.2. Treaties 1.2. Tax credit 1.3. Alienation of income 2. Specific attribution issues 2.1. Deemed attribution 2.1.1. Transparent entities and deemed opacity 2.1.2. Other deemed attribution rules 2.2. Income from assets 2.2.1. Usufruct 2.2.2. Dividends 2.2.2.1. General principles 2.2.2.2. Dividend stripping 2.2.2.3. Withholding tax credit 2.2.3. Income accruing over time (interest) 2.2.4. Dividend and interest coupons 2.3. Intermediaries 2.3.1. Agents 2.3.2. Trusts 2.3.3. Investment vehicles 2.3.4. Other intermediary structures 2.4. Anti-avoidance law 2.4.1. Conduits

⁷ IBFD, The International Guide to the Taxation of Trusts (looseleaf)の編者である。なお、この書物の日本法の 部分は、佐藤英明教授が担当されている。

⁸ Joanna Wheeler, The attribution of income to a person for tax treaty purposes, Bulletin for international fiscal documentation, Vol.59, No.11, 477 (2005).

2.4.1.1. Source state perspective

2.4.1.2. Residence state perspective

2.4.1.3. Relevant factors

2.4.2. CFC regimes

2.4.3. Other domestic anti-avoidance measures

2.4.3.1. General anti-avoidance rules

2.4.3.2. Transfers of assets

2.4.3.3. Personal service companies

- 2.4.3.4. Transparency
- 2.4.3.5. Other measures
- 2.4.4. Treaties

3. Conflicts in the attribution of income

3.1. Source country taxation

3.1.1. Domestic law

3.1.2. Treaties

3.2. Residence country taxation

3.2.1. Taxable person

3.2.2. Double taxation relief

3.3. Examples

- 3.3.1. Example 1: country $A \rightarrow A$, country $B \rightarrow B$
- 3.3.2. Example 2: country A→B1, country B→B 2
- 3.3.3. Example 3: country $A \rightarrow B$, country $C \rightarrow C$
- 4. Conclusion
 - 4.1. Conflicts of attribution
 - 4.2. Attribution and treaty entitlement
 - 4.3. Conclusion

Bibliography

第1部では,所得の人的帰属に関する一般原 則を論ずる。3点を検討している。

1点目は,一般原則である。所得の帰属について,日本法では法律的帰属説と経済的帰属説

の対立が知られているが、同様の対立状況が各 国で存在する。今回のプロジェクトの特色は、 国際課税で問題となることの多い租税条約との 関係を詳しく論じていることにある。たとえば 人的帰属について,国内法と租税条約の関係は どうなっているか。この点については、多くの 支部報告書が、まず源泉地国の国内法のもとで 所得を納税義務者に帰属させ、しかるのちに租 税条約の規定を適用すると答えていることが注 目に値する。さらに,所得の帰属と密接に関連 するルールとして,租税条約上の「受益者」の 概念がある。条約上の限度税率を適用する要件 として「受益者」であることを要求している場 合,国内法上の「所得の帰属」と同じことを意 味しているのだろうか。また、この「受益者」 という概念の意味内容は、国内法上のそれとは 独立に,租税条約上の概念としてたてることが できるものなのだろうか。これらの点について、 各国別に調査している。

第1部の2点目として,いったん納税義務者 に所得が帰属した場合に,その者が,税額控除 その他の諸控除を利用できるか。多くの国では 税額控除は所得の帰属に従う。例外は米国であ り,税額控除を利用できるのは法的に納税義務 を負う者であるとする,いわゆる「機械的納税 義務者ルール (technical taxpayer rule)」が 紹介されている。

第1部の3点目として,所得の移転 (alienation of income) はどの範囲で可能か。たとえ ば,A社の従業員がB社に出向し,B社から報 酬を受領するが,その報酬をすぐにA社に手渡 すという例で,所得の人的帰属をどう考えるか。 この例については,従業員の所得になるとする 支部報告書と,A社の所得になるとする支部報 告書が,分かれている。

以上が第1部である。これをふまえ,第2部 では,各国税制で人的帰属について生ずる個別 の論点をみている。目次から見てとれるように, ここで扱われている素材はかなり広い。構成員 課税,配当や利子などの投資所得の帰属,代理

租税研究 2008・2

玉

際

課

人や信託のような仲介組織(intermediaries), 導管会社に関する租税回避否認規定など,様々 のものがある。詳しくは紹介しないが,総括報 告書は,各国から個別の素材を豊富に集め,課 税ルールの差異を整理している。したがって, これを読み,それぞれに対応する支部報告書の 箇所を見れば,それぞれの論点について各国税 制がどうなっているかを容易に調べることがで きる。

ここまでの第1部と第2部の検討で,各国ご とに所得の人的帰属について食い違いが生ずる 可能性が高いことが確認された。そこで,第3 部ではいよいよ,所得の人的帰属をめぐる各国 間の抵触について検討している。所得の源泉地 国の角度からの検討と,居住地国の角度からの 検討を行ったのち,3つの設例を示している。

この検討をふまえ,結論として2点が述べら れている。第1の結論は,2つの国が異なる者 に対して所得を帰属させる場合,現在の租税条 約が解決を提供しておらず,問題があるという ことである。第2の結論は,所得の帰属,受益 者概念,条約適格性の3つについて,それぞれ 別の概念として理解すべきであるということで ある。

(3) 当日の議論

国際

課

税

この総括報告書を踏まえ, 論点ペーパー (Issues paper)が用意された。<添付資料1> をご覧いただければ分かるように, 5つの素材 を扱っている。すなわち, ①人的役務会社, ② CFCと導管会社, ③信託, ④会社グループ課 税, ⑤配当クーポンの移転である。これをもと に,当日のセッションが組み立てられた。パネ ルの議論は, <添付資料2>にまとめてある。 いくつかの実際の判例をもとに議論を組み立て ている点が,地に足のついた印象を与えた。

私は当日,朝から準備委員会の用務があり, このセッションの途中から会場に入った。その ため,以下では,議論の様子をそのまま紹介す るのではなく,この議論の内容を日本の視点か ら再構成し,若干の意見を申し述べてみたい。

3. 人的帰属と他の課税要件との 関係

(1) 所得の人的帰属という問題設定

所得の人的帰属という問題設定は,きわめて 基礎的で,かつ幅広いものである。基礎的であ るがゆえに,多くの場合において暗黙の前提と されてきた。また,幅広いがゆえに,他の問題 設定のもとで処理されてきた。今回の検討には, このような状況において,人的帰属の問題に改 めて照明をあてたという意義がある。このこと を,2つの例で敷衍してみよう。

(2) 違法所得の例

たとえば、「違法な所得がいつどのように課 税されるか」という問題は、所得概念の問題と して研究が進んできた。これは、所得概念すな わち課税物件の問題としての検討といってよか ろう。これに対し、違法な所得については、そ れを得た人「の」所得であるかどうか、つまり 誰の所得かという人的帰属の角度からアプロー チすることもできる。盗品のように、盗んだ人 の管理支配下にあっても、法律上はその人のも のといえないことがあるからである。このよう に、違法所得の課税は、所得概念の側からも人 的帰属の側からも問題設定が可能であり、両者 は密接に関係している。

総括報告書は、この違法所得の問題について 人的帰属の角度からアプローチし、各国の支部 に質問を投げかけた。そして、その集約として カナダや南アフリカのように、法律上の権利が なければ帰属しないとする国と、オランダのよ うに、事実上手中にある場合に課税する国が分 かれていると記している⁹。

⁹ Joanna Wheeler, General Report, Cahier de droit fiscal international, Vol. 92b, at 21 (2007).

ところで、日本では、違法所得の課税に関し て、すでに昭和23年の通達により課税実務が法 律的把握から経済的把握に移行し、その扱いが 定着している¹⁰。すなわち、私法上の権限がな くても、経済的成果を実際に管理支配している 場合には、所得として課税してもよいという解 釈である。しかし、この扱いについては、所得 の人的帰属に関する法律的帰属説¹¹としっくり 整合するかという疑問が生じうる。私法上正当 に保有する権限がない人に対してその人の所得 であるというのでは、法律的に帰属していない 人に対する課税を認めることになってしまいか ねないからである。

この疑問については、ごく最近、次の解決が 提案されている¹²。すなわち、法律的帰属説と いうとき、私法上真実に収益を収受する権利そ のものではなく、そのような権利を有する者と しての蓋然的様相を基準にして帰属の判定を行 うものとして再構成するという解決である。確 かに、このように考えれば、所得概念に関する 経済的把握と、人的帰属における法律的帰属説 を、矛盾なく説明することができよう。この考 え方についてさらに問うべきは、蓋然的様相と いう低いハードルをこえさえすれば人的帰属あ りというのであれば、果たして人的帰属が独立 の課税要件として意味をもつのだろうかという ことである。この例は、人的帰属と所得概念が 重なる例であった¹³。

(3) 事業体課税の例

いまひとつの例は、多様な事業体に対する課

税である。多様な事業体について,構成員の段 階で課税するか事業体の段階で課税するかは, 所得税制のあり方として基本的な立法政策の問 題である。このような事業体税制の設計にあたっ ても,納税義務者の範囲として考えることもで きれば,所得の人的帰属の問題の一環として考 えることもできる¹⁴。

今回の総括報告書は,事業体税制そのものに ついて論ずることは注意深く避けており,パー トナーシップやLLCなどに力点を置くことはし ていない。しかし,代理人・信託・投資媒体・ コンソーシアムといった素材をとりあげ,人的 帰属の角度から各国の取扱いを比較している¹⁵。

この例は,人的帰属の問題が,納税義務者の 範囲の確定と,相互に重複する例ということが できる。

(4) まとめ

以上2つの例からわかるように,所得の人的 帰属という問題設定は,他の課税要件,特に, 納税義務者や課税物件(所得概念)と交錯する。 今回の研究プロジェクトは,このような問題に ついて,人的帰属という角度から取り組んだわ けである。

▶ 国際課税

4. 人的帰属をめぐる国内租税法令 と租税条約の関係

問題の所在

国際課税に特有の問題として,人的帰属をめ ぐる租税条約と国内租税法令の相互関係をどう

¹⁰ 金子宏『所得概念の研究』95頁(有斐閣, 1995年, 初出1975年)。

¹¹ 金子宏「所得の人的帰属について―実質所得者課税の原則」自由と正義58巻1号19頁(2007年)。

¹² 谷口勢津夫「所得の帰属」金子宏編『租税法の基本問題』179頁, 191頁(有斐閣, 2007年)。

¹³ なお、所得課税のタイミングとの関係でも、資産の帰属に着目し、権利確定主義の意味内容を自主占有と読み替えて、管理支配基準を権利確定主義に解消しようという学説が登場している。渕圭吾「所得課税における年度帰属の問題」金子宏編『租税法の基本問題』200頁(有斐閣,2007年)。違法所得と管理支配基準については、さらに参照、中里実「法人税における時価主義」金子宏編『租税法の基本問題』454頁、471-475頁(有斐閣,2007年)。

¹⁴ 金子宏他編著『ケースブック租税法(第2版)』 §421.03 (弘文堂, 2007年)。

¹⁵ Wheeler, supra note 9, at 36-40.

考えるかという問題がある。

図表2の例で考えてみよう。たとえば,R国 居住者のR社が,S国居住者のS社から,配当 の支払を受けたとする。そして,R国とS国の 間で,OECDモデル租税条約と全く同じ条約が 結ばれていたとする。

図表2 配当の人的帰属と租税条約の適用関係



この配当について適用が問題になるのは,租 税条約の配当条項(10条)である。OECDモデ ル租税条約10条1項は,配当について次のよう に定め,R国の課税を認めている。

「一方の締約国の居住者である法人が他方の 締約国の居住者に支払う配当に対しては,当該 他方の締約国において租税を課すことができる」。

つまり,10条を適用するための前提として, 一方の締約国の居住者であるS社が,他方の締 約国の居住者であるR社に配当を「支払う」こ とが必要である。もとの英文では受動形なので, paid by という文言になっている。

OECDモデル租税条約10条は,1項でこのように定めたうえで,2項において,S国に源泉税を課すことを認めている。そのさい,租税条約上の限度税率を適用する要件として,R社が「受益者(beneficiary)」であることを要求している。この受益者概念については,後で改めて述べることにして,ここではまず,「支払う」と規定していることについてみてみよう。

ここで,条約上は単に「支払う」としか規定 していない。そこで問題となるのは,租税条約 が人的帰属についてなにがしかのことがらを定 めているかどうかである。いいかえると,条約 相手国の居住者であるR社に対してこの配当が 人的に帰属すると認めるための要件について, 租税条約自体が定めているかどうかである。

(2) 国内法事項としての人的帰属ルール

この点については,原則として,所得の人的 帰属は国内法事項であり,租税条約は言及して いなという見解が,支配的な考え方である¹⁶。

すでに1986年のOECD基地会社報告書は、軽 課税国に置かれた基地会社に所得が帰属するか を論ずる文脈で、OECD加盟国の大多数が、所 得の人的帰属は国内租税法の問題であると考え ている旨を述べていた17。この考え方は、2000 年にOECDモデル租税条約1条の注釈に加えら れた。OECDモデル租税条約1条のコメンタリー は、そのパラグラフ9.2および22.1で、「いかな る事実が納税義務を発生させるかを決定するた めに国内法が設けた基本的国内ルールは、租税 条約が言及しておらず、租税条約によって修正 されるものではない」と述べている。このコメ ンタリーが基本的国内ルールとして念頭におい ているのは、誰が所得の帰属主体であるかに関 する濫用防止規定である。ゆえに、人的帰属に ついては租税条約の対象外であり,国内法事項 であると述べていることになる。

この考え方は,解釈論上,いろいろな帰結を もたらす。そのため,その適否については慎重 に検討する必要があるが,私としては基本的に 支持できるのではないかと考えている。日本法 に照らし合わせていうと,所得の人的帰属を決 めるのは,あくまで国内租税法令上の話であり, 所得税法12条や法人税法11条によって考える。 こうして国内法を根拠として所得が人的に帰属 し,納税義務が生ずる。その結果として生ずる 納税義務を制限するのが,租税条約の規定であ る。こう整理するのが,二重課税防止という租

際

課

¹⁶ Wheeler, supra note 8, at 487.

¹⁷ OECD, Double taxation conventions and the use of base companies, para. 39 (1986).

税条約の趣旨目的にそくしており,適切である と考える。ただし,租税条約上の受益者要件と の関係など,いくつか難しい問題があるので, あとで述べる。

(3) 補説・事業体課税をめぐる租税条約の居住者条項との関係

以上が基本線である。もう少し,立ち入って みてみると,話はやや込み入ってくる。

日米租税条約の2003年改訂以降,事業体課税 に関する特則が日本の二国間租税条約に導入さ れ,それに対応して租税条約実施特例法に詳細 なルールが設けられた。その結果,ルールの構 造が複層的になっている。まず国内租税法令が 課税を根拠付け,それを租税条約が修正し,さ らに租税条約実施特例法がつなぎ規定を置いて いる,という具合である。

所得の人的帰属との関係で,この複雑な規範 構造をどう読み解くべきか。図表3の例で考え てみよう。

図表3 外国LLCに対する配当の支払



たとえば、日本法人Jが、米国LLCに対し、 配当を支払う。このLLCを、日本は法人扱いし ており、米国はパートナーシップ扱いしている。 日本が源泉徴収税を課す場合に、日米租税条約 の配当条項の適用があるかをどのようにして判 断するかという例で考えてみる。受益者要件や 特典制限条項は、満たしているとする。

この点につき,日米租税条約1条6(a)は,米 国の法令に基づき構成員の所得として取り扱わ れる場合,米国居住者である構成員の所得とし て取り扱われる部分についてのみ,条約の適用 があると定めている。

これを受けて、日本の租税条約実施特例法3

条の2第3項は、米国において米国法令に基づ き構成員の所得として扱われるものについて、 租税条約上の限度税率に置き換えて、国内法の 規定を適用する。これが、いわゆる「株主等配 当等」に関する扱いである。ということは、こ の例については、租税条約の規定でもって、相 手国である米国法が構成員に帰属することを基 準にしている。そしてこの受皿規定として、日 本の実施特例法がブリッジ規定を設けているこ とになる。

この例で,条約の適格性は,相手国の国内法 上の取扱いを基準として判断する。日本の国内 法上,LLC自体に所得が帰属するとみているこ ととは関係なく,米国法令上の扱いを基準とす る。このルールを租税条約が明記しており,こ れを受けて実施特例法ができている。こういう 構造だと考えられる。

それでは、このようなルールと、所得の人的 帰属が日本の国内法事項だという前述の基本線 とは、どのような関係にたつのであろうか。こ れは、基本に対する特則を条約が明記したもの と考えることができる。すなわち、まず基本線 としては,所得の人的帰属を国内法で考える。 よって、たとえばこのLLCが単なる名義人であ り、収益を享受していない者であると、日本の 国内法上認定できる場合には(所得税法12条), 当該配当はLLCに対して支払われたものではな いということになり、条約上の軽減税率は適用 されない。この基本線に従い、日本の国内法基 準で考えて配当がLLCに人的に帰属している場 合,次の段階の問題として,租税条約の上記特 則が働く。そして、事業体の扱いについて租税 条約の定めるところに従い、米国法令上の扱い を基準とするやり方を日本が受容したものと整 理することができよう。

以上のように整理してみると,より細かい解 釈論の上で,検討が必要な論点がいくつかある。 たとえば,第1に,日米租税条約との関係で, 実施特例法の上の規定は確認規定なのか。第2 に,事業体の扱いについて日米租税条約のよう

租税研究 2008・2

な規定を置いていない租税条約については,ど う考えるべきか。OECDのパートナーシップ報 告書は日米租税条約のような規定がなくても, 解釈論でもって,同じ結果を導いていた¹⁸。も しこのように租税条約を解釈できるのだとすれ ば,事業体に関する規定のない租税条約との関 係でも,実施特例法が生きてくる場面があるの だろうか。第3に,特典条項について,実施特 例法6条の2は,特典条項の適用に関する国税 庁長官の認定について定めている。そこでも, 相手国の法令に基づいて構成員課税かどうかを 判断するつくりになっている。ここでも,所得 の帰属について,相手国の国内法と日本の国内 法のいずれを基準とするか,役割分担のあり方 が問題となる。

これらの論点はいずれも,先に,所得の帰属 の問題が納税義務者の範囲の話と重なってくる と述べた点にかかわる。ここでは問題の所在を 指摘するにとどめ,将来の検討にゆずりたい。

5. 人的帰属と受益者 (beneficial owner)

(1) 問題の所在

国際

課

税

上の点と関連するが、租税条約上の受益者 (beneficial owner)の概念や、特典制限条項 との関係で、所得の人的帰属はどのような意味 をもつか。これが特に実益をもつのは、導管会 社を用いた条約漁り(treaty shopping)の事 例についてである。おおまかにいえば、条約の 特典を与える要件として、導管会社が単に受け 取っていればよいのか、それ以上に何らかの実 質的なテストが必要なのか、という問題である。 条約漁りは国際的租税回避の典型例と考えられ てきたから、ここでは、人的帰属の問題が、租 税回避と接点を有することになる。

まず, 受益者概念との関係をみてみる。先行 業績の多いところであるため¹⁹, 骨子だけをか いつまんで述べる。

(2) 租税条約への受益者概念の導入

まず,OECDモデル租税条約における受益者 概念の沿革をたどる。

1963年OECDモデル租税条約の段階では,受益者概念は規定されていなかった。受益者概念 の導入は1977年のことである。審議段階におい ては,いわゆる subject to tax clause の導入 も検討されていた。これは,相手国で課税され ることを要件として,租税条約の限度税率や免 税規定を適用するというものであるが,結局導 入されなかった。1977年の段階では,「受益者」 であることを条約適用の要件として明記するこ とで,単なる代理人や名義人を排除するという 趣旨が明らかになった。

1992年に,OECDモデル租税条約10条の注釈 パラ12で,受益者という概念は「狭い技術的な 意味で用いられているのではなく,むしろ,文 脈および条約の目的に照らして理解すべきであ る」と述べるに至った。ここに条約の目的とは 二重課税の防止と,脱税および租税回避の防止 のことである。こうして,租税条約上の受益者 概念は,徐々に実質化してきたわけである。

(3) 受益者概念とその他の条約規定の関係

ところで、OECDモデル租税条約10条2項の 文言をみると、限度税率の適用要件として、1) 居住者に対する支払であること(paid to),お よび、2) 受益者が居住者であること、の2つ が必要である。そこで、解釈論上問題となるの が、支払があることと、受益者であることが、

 ¹⁸ 増井良啓「投資ファンド税制の国際的側面―外国パートナーシップの性質決定を中心として―」日税研論集55号7 5頁,102-105頁(2004年)。

¹⁹ 川端康之「条約便益制限の国内化現象―租税条約上の beneficial owner 研究序説―」総合税制研究7号66頁 (1999年),川端康之「租税条約における受益者の意義と機能」碓井光明他編『金子宏先生古稀祝賀記念公法学の法 と政策上』359頁(2000年有斐閣)。

それぞれ別の要件であるのか,それとも両者は 同じことを意味しているのかである。この点に ついては学説が分かれている²⁰。一方で, Vogel 教授や Pijl 氏などは,両者は同じことを 意味するのであり,paid to と書いてあれば, それだけで受益者に対する支払であることを意 味するのだとしている。他方で,van Wheegel 教授や Danon 氏は,両者は別の要件であり, paid to というのは形式的な債権債務関係を意 味するにすぎず,それとは別に,より実質的な 意味における「受益者」概念があるのだ,とし ている。

この議論は,次のような場合に実益をもつ。 租税条約には,受益者要件を書き込んである条 項と,書き込んでない条項があるため,書き込 んであるかどうかで判断基準が異なってくるか どうかが問題となるのである。たとえば, OECDモデル租税条約で受益者要件が明示され ているのは,配当・利子・使用料の3つについ てだけである。これに対し,米国モデルは,退 職年金やその他所得にも受益者要件を書き込ん でいる。

日本の条約例についても、受益者概念のある ものとないものがある。たとえば、日米租税条 約(平成16年条約第2号)や日英租税条約(平 成18年条約第11号)のような新型の条約は、配 当・利子・使用料のみならず、年金やその他所 得にも、受益者要件を書き込んである。これに 対し、最近に改訂されたものであっても、日印 租税条約(平成18年条約第6号)は、配当・利 子・使用料については受益者の要件が明記され ているが、退職年金やその他所得については文 言上受益者であることが必要とされていない。 もうすこし古い日蘭租税条約(昭和45年条約第 21号)であると、配当・利子・使用料について も、受益者の要件は明記されておらず、単に paid by と書いてあるだけである。

それでは、租税条約のうち受益者要件が明記

されていない規定を適用する場合,所得の人的 帰属はより形式的に判断してよいと解すべきで あろうか。この点,Vogel 教授らのように, paid と書いてあるだけで「受益者」に対する 支払を意味するのだと解釈すれば,形式的な判 断ではなく,より実質的な判断が求められるこ とになる。これに対し,van Wheegel 教授の ように,paid というのと「受益者」というの は別々の要件だと解釈すれば,受益者と書いて いない以上は,債権者に対する支払であれば, それだけで足りると考えることになる。

どう考えるべきか。条約によって、また、条 約の中の規定によって、文言を書き分けている ことからすると、法律論としては、受益者と書 き込んであるかどうかで、違いがでてくると考 えるのが自然であろう。また,沿革からみて、 1977年にはじめて受益者概念が導入され、それ が, 徐々に実質化してきたという経緯を考える と、新型条約に関する解釈がすべての条約例に 一律にあてはまると考えるよりは、どの時期に 締結された条約であるかによって,温度差があ ると考えるほうが素直であろう。この点、米国 モデルの財務省技術的説明では、受益者でなけ れば条約の適用なしという原則が、その他所得 条項の中に, 黙示に含まれていると主張してい る。ポリシーとしては理解できないわけではな いが、法律論としては、やや強引なところがあ るのではないだろうか。

もっとも,paid とのみ書いてある規定の解 釈として,いかなる主体に対する現金移動であ れ租税条約の適用があるというわけではない。 債権債務関係の事実認定によっては,一見する と支払があるように見えても,実は単なる名義 人が受領していただけであるという場合もあり えよう。その場合には真実の法律関係に従い, 名義人ではなく,本当の帰属主体が条約相手国 の居住者であるかによって,条約の適用を判断 することが適切であろう。 国際

課

²⁰ Wheeler, supra note 8, at 479.

(4) 受益者の意義をめぐる争い

さて,租税条約の規定に「受益者」と書き込 んである場合にはそこにいう「受益者」とはいっ たい何を意味しているのだろうか。この点はか なりあいまいであり,論者の間で意見が一致し ない。IFAでも,1998年のロンドン大会や1999 年のEilat 大会で議論したが,結論に至らなかっ た。論者の間でかろうじて合意があるのは,単 に形式的な法的権限のみがある場合には「受益 者」といえないということにとどまる。

この点は,各国で裁判上の争いにもなってい る。英国では2006年の Indofood 事件判決があ る²¹。これは民事上の事件であり,当日の議論 でも紹介された(**<添付資料 2 >**のsegment 2 を参照)。**図表 4** は,この判決の事案を簡略化 して図示したものである。

図表 4 Indofood 事件

際

課

税

モーリシャス	オランダ	インドネシア
S P V	DutchCo	Indofood

図表4の事案は、インドネシアからオランダ 中間会社に利子を支払ったというものである。 争点は、インドネシアとオランダの間の条約が 適用されて源泉税が軽減されるかどうかであっ た。英国の裁判所は、オランダ中間会社は「受 益者」にあたらず、したがって租税条約の適用 なしと判断した。論議を呼んだのは、この判決 が、「受益者」概念は租税条約独自の概念であ ると述べた点である。

一般に,租税条約上の用語は,条約に定義が ない場合,文脈による解釈を除くほか,その条 約を適用する国の国内法令の意義を有するもの とされる(OECDモデル租税条約3条2)。そ こで、「受益者」という用語についても、同じ 解釈ルールがあてはまる。条約に特段の定義が 置かれていない場合、文脈によって、条約上独 自に意味が定まると考えるか、それとも国内法 の意義によると考えるか、ということになる。 この点につき、Indofood 事件判決は、条約上 の概念であると判示したわけである。これに対 しては、国内法上の意義によると考える説も有 力である。総括報告書によると、受益者概念を 国内法との関係でどのように導き出すかについ て、各国からの支部報告書の意見もかなり分か れているという²²。

国内法を参照する場合にネックになるのが, 国内法においても「受益者」の概念が定義され ているわけではないことである。このような困 難があるため,日本支部報告書を書かれた本庄 教授は,信託の受益者概念を参照するしか可能 性がないと述べられている²³。

この点については, Hugh Ault 教授の次の 指摘が参考になる²⁴。すなわち, 受益者概念は 租税条約上の概念であるが, 租税条約そのもの が国内法上所得が人的に帰属する者を参照して いると解するのである。この説によれば, 人的 帰属については基本的に国内法事項であるとい う考え方を, 受益者概念の解釈においても一貫 した形で貫くことができる。

なお、受益者にあたるかどうかが争われた事 件としては、当日には、ほかにも、オランダの Market Maker 事件や、カナダの Prevost 事 件が紹介された。

(5) 受益者にあたるかどうかの判断基準

具体的な事案において受益者にあたるかは, かなり微妙な判断を要することである。事実関

²¹ Court of Appeal, March 2, 2006, [2006] EWCA Civ 158.

²² Wheeler, supra note 9, at 23.

²³ Tasuku Honjo, Japan, Cahier de droit fiscal international, Vol.92b, at 355 (2007).

²⁴ Wheeler, supra note 8, at 481 note 49.

係をひとつひとつよくみていくしかない問題で あるが、一般的な判断基準をあげるとすれば、 管理支配(control)や、資産の所有といった 点があげられよう²⁵。たとえば、米蘭租税条約 の memorandum of understanding は、ある 者が配当を受け取ったとしても、別の者が信託 受益証券を通じて、究極的にその配当に対する 権限を有している場合、受益者にあたらないと している。これは、支配の有無をみている例で ある。また、ドイツの租税条約例には、所得を 得る資格ではなく資産の所有に着目して受益者 概念を定めるものがあると紹介されている。

6. 導管会社の取扱い

(1) 話題の限定

導管会社をどう取り扱うかについて,2点の み述べておく。

(2) 特典制限条項の有無と受益者要件の解釈

第1点として,パネルが議論しなかったこと で,あとでパネリストと意見交換した点を紹介 しておきたい。それは,租税条約に特典制限条 項があるかどうかで,「受益者」概念の解釈が 変わってくるかどうかという問題である。

条約漁りへの対抗策としては,個別の条項に 受益者概念を挿入するやり方に加え,より包括 的な特典制限条項を設けるやり方がある。米国 の主導のもとに特典制限条項が広まり,日本も 2003年日米租税条約署名以降,特典制限条項を 設け始めた。そのため,特典制限条項がある新 型の条約と,存在しない条約が,混在している 状況にある。

この状況の下で、インドのパネリスト Porus Kaka 氏は、条約漁り対策は特典制限条項に委 ねるのが適切であり、受益者条項は1977年当時 と同様、名義人を排除する趣旨にとどまると解 すべきであると発言していた。これは興味深い 解釈論であると思っていたところ,たまたま, 会長ランチ(President's lunch)の折に,彼の 隣に座る機会があった。そこで,この機会をと らえて,特典制限条項のない条約についてはど う考えるべきかを質問してみた。私としては, 特典制限条項がない場合には受益者条項の役割 が相対的に高まるという考え方も,ひとつの体 系的解釈としてありうるのではないかと考えた からである。これに対し,Kaka氏は,特典制 限条項のあるなしにかかわらず受益者の意義は 限定的に解すべきであるという考えであった。 さらに突っ込んだ議論が必要と思われる。

(3) 最判平成19年9月28日

第2点は、CFC税制についてである。

所得の帰属の問題は、タックス・ヘイブン対 策税制にも関係する。最判平成19年9月28日裁 判所時報1445号3頁は、特定外国子会社の損失 が親会社に帰属するかどうかが争われた事件に ついて、欠損は子会社に帰属したとして、親会 社の損金の額に算入することを認めなかった。

日本国はパナマ共和国との間で,租税条約を 締結していない。そのため,この判決は,日本 の国内法上の基準を適用して,人的帰属につい て判断したものである。事実関係からすると, 私法上も子会社に帰属していたとみてよかった と思われる。その意味で,法律的帰属説の枠内 の判決であると理解することができよう。この 点を裏付けるかのように,古田佑紀裁判官の補 足意見は,「法律上」その法人に帰属すると述 べている。

7. 人的帰属のミスマッチ

人的帰属が各国で異なる場合,どのような解決がありうるか。総括報告書は、3つの例を提示して,各国支部報告書の反応をまとめている²⁶。



²⁵ Wheeler, supra note 8, at 480.

<認例1>は、同じ所得について、A国が自 国の居住者であるAに帰属するとし、B国が自 国の居住者であるBに帰属するとする場合であ る。例としては、構成員課税をするパートナー シップのような場合のほかに、親子間、夫婦間、 親子会社間、名義人と本人の間など、いろいろ なケースがありうる。このような場合、多くの 支部報告書が、帰属の食い違いを解決すること は困難であり、租税条約上の立法的相互協議に よるしかないと答えている。

<認例 2>は, A国がB国居住者のB1に帰属 するとし, B国がB国居住者のB2に帰属する とする場合である。たとえば, B1とB2がB国 の連結納税制度を利用しており, B1の所得が, B2の手元で連結して課税されるとする。B1が A国源泉の所得を得ている場合, この所得につ いてAB条約の適用が適用され, A国の源泉税 に限度税率が適用されることには問題がないよ うにみえる。しかし, 条約を援用するのがB1 であるかB2であるかで限度税率が変わってく る可能性があり, そのため, 誰の所得であるか を決めないといけない。特定の者について居住 者証明を要求する場合には, さらに問題が出て くる。

同じ例で,居住地国としてのB国が,A国税 について外国税額控除を与えるかどうかも問題 である。アルゼンチンやインドの報告書は,主 体の同一性が確保されていない以上,税額控除 は与えないとしている。オランダや米国のよう に,グループ全体として税額控除を与える結果 になるとする例や,オーストリアのように,子 会社段階の税額控除が親会社によって利用され る例も報告されている²⁷。

<説例3>は、3カ国が関係する例である。

以上のように,人的帰属のミスマッチが生ず る場合,各国において未解決の問題が多い。総 括報告書が結論の1つとして,現行条約による 解決に問題があると述べているのは,このよう な検討を経ているからである。

8. 補論・AOA との関係

所得の帰属との関係で、「PE に帰属する利 得」に関する AOA の議論に触れておこう。昨 年ご報告したように、租税条約の事業所得条項 について AOA の議論が進展していったときに 重要な論点となるのが、源泉地国と居住地国の 間でミスマッチをなくすにはどうすればよいか である²⁸。いわゆる symmetry の問題である。

この点について,最近,カナダのBrian Arnold 教授が,注目すべき論文を公表した²⁹。 それによると,事業所得条項で用いられている business profits という言葉には4つの意味が あり,各国間の抵触はそのそれぞれについて分 析的に考えなければならないという。その4つ とは,①事業所得にあたるかどうかの性質決定 の抵触,②事業所得の金額算定方法の抵触,③ PEに対して利得を帰属させるルールの抵触, ④移転価格の抵触,である。

27 Wheeler, supra note 9, at 29.

国際

課

A国は、B国居住者のBに帰属するという。C 国は、自国の居住者Cに帰属するという。B国 が誰に帰属すると考えているかはオープンであ る。たとえば、C国が、Bが構成員課税すべき 団体だと考えており、CがBの構成員である場 合、A国源泉の所得が帰属するのはBなのかC なのかによって、AB条約を適用すべきかAC条 約を適用すべきかが異なってくる。各国支部の 報告書の回答は分かれている。

²⁶ Wheeler, supra note 9, at 53-54.

²⁹ Brian J. Arnold, Fearful Symmetry: The Attribution of Profits "in Each Contracting State," Bulletin for international taxation, Vol.61, No.8, 312 (2007). この論文については,鈴木一路氏による日本語訳が,租税研究に掲 載予定である。

この指摘はきわめて重要であり、所得の帰属 に関する本日のテーマとの関係では、次の2つ の示唆が得られる。第1に、国際課税における 法人格の意味である。上記の分類における,③ PE への利得の帰属の抵触は、同一法人内でど の部分に帰属するかという問題である。これに 対し,親子や夫婦,名義人,親子会社といった 関係について議論してきた帰属は、異なる法人 格を有する者の間の帰属を問題にしていた。 PE の場合には、同様の議論が、法人格内部で 行われなければならない点に難しさがある。第 2に、「所得」の人的帰属というとき、グロス の収入レベルで帰属を語るのか、ネットの純所 得レベルで帰属を語るのかを分析的に区別しな ければならないということである。上記②と③ が十分に分節化していない日本法の下で、たと えば、収入と費用がそれぞれ別の者に帰属する ことがありうるのか. といった問題が残されて いる。

Arnold 教授の指摘は,分析枠組そのものの 精緻化をせまっている。日本の国内法に特有の 問題としては,AOA が実定租税条約に取り入 れられたときに,租税条約がどの範囲で日本の 国内法を置き換えるかについて考えるうえで, 避けることができない根本的な点である。すで に,租税条約の適用の結果,法人税法施行令17 6条の定めが,厳密な意味での独立企業間原則 に置き換えられると考えるか³⁰,それとも,租 税条約上「PE に帰属する」とされる金額はPE 所在地国が国内法上課税することのできる上限 を定めるにすぎないか³¹,意見が分かれてきて いる。私自身は,PE所在地国の課税に制限を 加えるという租税条約の事業所得条項の趣旨や, 租税条約の特殊関連企業条項を国内法上実施す るためには,移転価格税制という受け皿が必要 であったこと³²との均衡からして,後者の意見 が適切であると考える。今後,この点に関して 本格的な検討が必要と思われるところ,上記① から④のうち,どのレベルについて議論してい るかを意識的に明らかにしていくことが必要で あろう。



むすびにかえて、3点を指摘する。順に、日本の視点、東アジアの視点、IFA全体の視点からみていく。

第1に、日本の視点である。京都大会が開か れた機会に、IBFDの英文雑誌が日本税制特集 号を組んだ³³。この雑誌は、毎年、IFA開催地 国の税制を特集し、大会参加者に配布されてい る。京都大会の今年は、IFA日本支部の会員の 協力により、力のこもった論文が多数寄せられ た。また、大会直後には、別の特集号が刊行さ れた³⁴。いずれも、日本の税制に関する情報を 英語で発信する上で、おおいに役立つものと思 われる。

第2に,東アジア地域の視点からみると,第 2 論題に関する韓国支部報告書に,注目すべき

- 32 金子宏『所得課税の法と政策』368頁(有斐閣, 1996年, 初出1993年)。
- 33 Bulletin for International Taxation, Vol.61, No.9/10 (2007).
- 34 Asia-Pacific Tax Bulletin, Vol.13, No.5 (2007).

国際

課

³⁰ 井上康一=仲谷栄一郎『租税条約と国内税法の交錯』341頁(2007年,商事法務研究会)。なお、川田剛「国際租税入門第13回非居住者・非永住者」税経通信62巻16号181頁,182頁(2007年)は、所得税法162条や法人税法139条を根拠として、租税条約の規定が国内法に優先するとしている。沿革について、矢内一好「非居住者規定改正の方向性」租税研究697号131頁(2007年)。

 ³¹ AOAに関するOECDの検討文書は、こちらの立場である。Arnold, supra note 29, at 330. 同旨, 西村聞多
「OECDによる恒久的施設(PE)の帰属利得に関するレポートの公表とOECDモデル租税条約第7条(事業 所得)に関するコメンタリーの改正について」租税研究693号113頁, 115頁(2007年)。

記載がある。すなわち、韓国は、租税条約の適 用に関して、2006年に国内法を改正し、所得が 実質的に帰属する者に対して適用する旨の立法 をなした。ここに実質的に帰属するとは、経済 的に帰属するという趣旨であると理解されてい るという³⁵。この韓国の立法は、租税条約の適 用に際し、所得の帰属について国内立法で定め を置く例外的な例と位置づけられている³⁶。隣 国のこのような立法については、その実態につ いて、さらに突っ込んで学ぶべきことがある。 今後、東アジア地域の国際学術交流が実を結ぶ ことがあるとすれば、こういった論点について 地道に意見交換を行うことによってであろう³⁷。

第3に、IFA全体の視点である。京都大会の 会期中に、常設学術委員会が2回開催され、今 後の学術プログラムについて検討を行った。来 年の大会は、2008年8月31日から9月5日にか けて、ブリュッセルで予定されている³⁸。大き な論題は、無差別原則、および、利子課税であ る。いずれもタイムリーな論題であるが、特に 無差別原則については次のことがいえる。租税 条約上の無差別取扱い規定については、欧州裁 判所の影響を受け、その適用範囲について論議 が高まっているところ、ちょうどOECDモデル 租税条約24条のコメンタリーの改訂が予想され る³⁹。今年のIFA/OECDセミナーで無差別条 項を取り上げたのも、その前哨戦のようなとこ ろがある。

再来年の2009年のバンクーバー大会では, PEの定義,および,外国為替をとりあげるこ とが決まっている40。2010年のローマ大会につ いては,相続開始時の課税を論題にしてはどう かとイタリア支部から提案され,現在審議中で ある。このように,数年後を見据えて,鋭意準 備を進めている。他のセミナーのトピックや, パネリストの選定などは,引き続き2008年2月 の常設学術委員会で行う予定である。今回の IFA京都大会開催を1つの機会として,国際課 税をめぐる日本の議論が,さらに国際的に開か れたものになっていけばよいものと感じている。

国際課税

³⁵ Yoon Oh and Moo Seok Ok, Korea, in IFA, Cahier de droit fiscal international Vol.92b, 375, 379-380 (2007).

 $^{^{36}}$ Wheeler, supra note 9, at 22.

³⁷ たとえば、Koichi Inoue, Interaction between Japan's Tax Treaties and Domestic Tax Law, Bulletin for international taxation, Vol.61, No.9/10, 448, 453-454 (2007)は, 日韓租税条約5条3の建設PEの定義が日本の法人税法 141条2号の定義を置き換えると論じている。日韓租税条約に関するこのような素材については, 韓国側でどのよ うに解されているか,条約交渉時の立法資料がどうなっているか,といった点を国際共同作業によって突き合わせ ると,さらに総合的な学術的検討が可能になるであろう。欧州およびコモンウェルス諸国のいくつかの国の間では, 租税条約に関するこのようなレベルの国際共同研究が,すでに頻繁に行われている。

³⁸ http://www.ifa-belgium.eu.

³⁹ 増井良啓「OECDモデル租税条約24条(無差別取扱い)に関する2007年5月3日公開討議草案について一研究 ノートー」財団法人トラスト60編『国際商取引に伴う法的諸問題(14)』掲載予定,同「二国間租税条約における 恒久的施設無差別の規定と国内租税法令における外国税額控除の人的適用範囲—OECDの2007年5月3日 public discussion draft をめぐって一」COESOFTLAW2007-13(2007, http://www.j.u-tokyo.ac.jp/coelaw)。

⁴⁰ http://www.ifa2009vancouver.ca.

Subject 2

IFA 61st Annual Congress Kyoto, Japan

TUESDAY, 2 OCTOBER 2007 FROM 09.00-11.00

ISSUES PAPER

SUBJECT 2

Conflicts in the attribution of income to a person

General Reporter Joanna C. Wheeler (Netherlands)

Chair Prof. Claus Staringer (Austria)

Panel Michael W. Colborne (Canada) Dr. Robert J. Danon (Switzerland) Porus F. Kaka (India) Prof.Dr. Eric C.C.M. Kemmeren (Netherlands)

> Secretary Daniela Hohenwarter (Austria)

The attribution of income to a person is fundamental to the operation of modern tax systems. However, due to the increasing complexity of these systems and the structure of legal transactions, situations in which it is unclear who the taxable person in respect of a certain item of income is, are on the rise. Moreover, it is not only the principles by which income is attributed to a person that are rarely expressed in tax treaties but also the reasons for doing so are hardly ever stated explicitly in treaties. Generally, four basic reasons for attributing income to a person can be identified:

- Determination of the person liable to tax in respect of a certain item of income
- · Determination of the entitlement to tax treaty benefits
- Determination of the person entitled to double taxation relief in respect of that income, either unilaterally or under a treaty.
- Determination of the entitlement to credit for withholding taxes.

On the basis of case studies concerning five different areas of taxation (personal service companies, CFCs and conduit companies, trusts, group taxation, dividend usufruct and transfer of dividend coupons), the panel will outline the major issues addressed by the general topic and analyze the problems identified thereby from a tax treaty perspective. The panel consists of highly reputable practitioners and scholars from all over the world.

Segment I – Personal Service Companies

Segment I is intended to serve as an introduction to the topic of attribution of income to a person. For this purpose a <u>case study on personal service companies</u> is presented. Many countries attribute income from personal services to the person who provides the services. The attribution of income from personal services, however, might be changed by inter-positioning a personal service company and also changing the remuneration structure. In such a structure the individual provides services to the company and the company sells the services to a third party. Usually the individual receives some remuneration for the services provided to the company, but of an amount considerably lower than the price charged for the services by the company. In this respect several questions on the attribution of the income from the personal services arise.

- . Is the income to be attributed to the individual on the basis of domestic law?
- Is the income to be attributed to the individual on the basis of case law?
- Is the income to be attributed to the individual on the basis of general anti-avoidance rules?
- Is the income to be attributed to the interposed personal service company under the OECD / UN Conventions?

Segment II – CFCs and conduit companies

Controlled foreign company (CFC) regimes are a widespread answer to a problem realized by many countries that income can be kept out of their jurisdiction by tax planning structures in such a way that the income is attributable to a non resident company. As a rule CFC regimes address passive income. Most countries use one of two basic approaches to CFCs; either the profit of the CFC is attributed to the shareholders; or the shareholders are deemed to receive a dividend from the CFC. Whereas the deemed dividend approach does not address the issue of attributing income to a person, the look through variety does. Similar attribution issues are raised by rules that are intended to sanction conduit companies according to which the income of the conduit company is attributed to its shareholders. On the basis of the following case study conflicts in the attribution of income in the context of CFCs and conduit companies are discussed:

Company A (resident in country A) holds a 100% subsidiary in company B (resident in country B), which mainly receives passive income under a low tax regime. It is therefore regarded as CFC under country A's tax law, which applies the look through variety of CFC regimes. Company C (resident in country C) pays interest to company B. However, under country C's tax law, company B is regarded as conduit company. Consequently the income is attributed under C's domestic law to the shareholder of B,

i.e. company A. Nevertheless, according to the tax law of country B, the interest income is attributed to company B.

Based on this general and introductory case study, several diverging court cases on CFC or conduit rules, such as *Schneider Electric*¹, *Bricom Holdings Ltd*², *A Oyj Abp*³, *Case 93/13/0185*⁴, *Prevost Car Inc*⁵ and *Indofood*⁶ are presented and discussed by the panel.

Segment III - Trusts

The trust is a concept that is widespread in common law countries, but hardly known in civil law countries. The common law trust is structured as a triangular relationship whereby one person (the settlor) transfers property to another person (the trustee), with the latter having an obligation to deal with or hold that property for the benefit of a third person (the beneficiary). The assets held in trust constitute a segregated fund and are not part of the trustee's personal estate. Depending on the rights of the beneficiaries, a trust may be classified as "fixed" or "discretionary". The fixed trust is one where the beneficiary has a fixed entitlement to a certain part of the income of the trust fund, whereas the in a discretionary trust, the trustee has the authority to choose beneficiaries out of a given group of persons and to determine the amount which each of these persons get. From the perspective of the settlor, a distinction can be made between the irrevocable and the revocable trust. In an irrevocable trust, the settlor must not terminate the settlement, whereas in a revocable trust, the settlor has the possibility to recover the trust assets at a given time. Based on these features, countries under their national law decide to whom - trust, trustee, beneficiary or settlor and under which conditions the items of a trust are attributed for tax purposes. It is quite common that the income is attributed to the trust or to the trustee if the income of the trust is accumulated. Subsequent distributions are then tax exempt in order to avoid economic double taxation. On the other hand certain common law jurisdictions disregard the trust if the settlor retains under the trust. such as the power to revoke or the power of appointment) and attribute the trust income directly to the settlor under so called "grantor trust" rules.

From a treaty perspective the question arises whether the trust is a person that is resident for treaty purposes. Concerning the income of the trust it has to be answered whether the income it attributed ("paid to") the trust, trustee, settlor or beneficiary. Due the different approaches to the taxation of trusts in the various countries, conflicts in the attribution of income for treaty purposes are the result. On the basis of two types of trusts – a grantor trust and an accumulation trust – the various conflicts of attribution and potential solutions will be discussed.

Segment IV - Group taxation

Another area that addresses the issue of the attribution of income to a person is group taxation regimes that operate on deemed attribution rules. Two basis approaches can be distinguished, the separate entity approach and the absorption approach.

Under the separate entity approach the amount of income (profit or loss) is computed on the level of each group member but immediately afterwards this income attributed to the group member which directly or indirectly controls the respective group member. This attribution is repeated up the chain until the all group members' results are pooled at the level of the group parent. Contrary, the legal consequences of a group taxation regime that follows the absorption approach are that the capital and activities of the subsidiaries are attributed to the parent company and that the group members are taxed as if there was only one taxpayer, i.e. the parent company. This approach operates on full consolidation. Based on the following case study the various attribution issues resulting from such group taxation regimes from a treaty perspective are analyzed.

¹ Conseil d'Etat (France) of 28 June 2002, N° 343376.

² Court of Appeal (United Kingdom) of 3 April 1996, 70TC272.

³ Finnish Supreme Administrative Court of 20 March 2002, KHO:2202:26.

⁴ Austrian Supreme Administrative Court of 10 December 1997, 93/13/0185.

⁵ Tax Court of Canada, not yet decided, 2004-2006 (IT)G; 2004-4226(IT)G.

⁶ Court of Appeal (United Kingdom) of 2 March 2006, [2006] EWCA Civ 158.

Company A and company B (both resident in country X) are member of a group of companies in X, with company A being the group parent an company B being a group member (variant 1: country X follows the separate entity approach; variant 2: country x follows the absorption approach). Company B receives interest income from company C (resident in country Y). Under the law of Y – which does not operate a group taxation regime – the income is attributed to company B.

- Who is entitled to claim the treaty benefits under the X-Y treaty: the group as whole, the group parent or the individual group member?
- What are the consequences for the calculation of the (maximum) tax credit?
- From the perspective of the source state Y the question arises whether the requirement of the beneficial owner concept is fulfilled by the receiving company B.

Segment V – Dividend Usufruct and Transfer of Dividend Coupons

Usufruct structures are used to separate income from the asset that produces it. The conceptual difference between usufruct structures and the transfer of a coupon giving entitlement to a specific dividend payment is the duration. While in the latter case only one specific payment of income is split from the ownership of the asset, in the case of usufruct the income stream over a given period of time is split from the ownership of the asset. The question with respect to usufruct and the transfer of dividend or interest coupons is whether the income from the asset is attributed to the usufructer / coupon holder or the underlying (legal) owner of the asset.

- Who is the "owner" of the income from the asset for treaty purposes?
- Would that person also qualify as the "beneficial owner"?

These questions are highlighted and discussed on the basis of two court cases, i.e. the *Bank* of *Scotland* case⁷ and the *Royal Dutch* case⁸.

Conceptual differences between the segments addressed

In the case of personal service companies the taxpayer has changed the remuneration structure (the individual's position changes from being an entrepreneur to being an employee), in order to use the associated basic attribution principles for tax planning purposes. Issues concerning the attribution of the income arise if one or more states want to go back to the position before the taxpayer made that change. Contrary, in the case of CFC/conduit companies, the taxpayer has changed the route of the income, but not the remuneration structure. The income payments are still made on the same basis, i.e. ownership of a particular type of asset. In the trusts cases there is nothing that has been changed by the taxpayer, but there is a substantive conflict between the attribution rules of two (or more) states. Also in the group taxation cases, nothing has been changed by the taxpayer, but the conflict is caused by a rule in one state that is clearly recognizable as a deeming rule, but also clearly not an anti-avoidance rule. This factor distinguishes the group taxation cases from the used of dividend usufruct or coupon stripping structures, where the taxpayer has used a basic attribution principle of most states (attribution of the income follows ownership of the asset that produces the income) to achieve a surprising, and maybe inappropriate, result, but in a qualitatively different way from the CFC/conduit examples.

Despite their conceptual differences, all segments addressed may eventually lead to conflicts in the attribution of income.

Conclusions

Due to the fact that there are no clear provisions or principles as to the attribution of income to a person contained in existing tax treaties, double taxation or double non-taxation may be the result. Conflicts in the attribution of income mainly arise since the OECD Model Convention deals with the

⁷ Conseil d'Etat (France) of 29 December 2006, N° 283314.

⁸ Hoge Raad (Supreme Court of the Netherlands) of 6 April 1994.

Subject 2

treatment of specific items of income but does not link those items to specific taxpayers. This raises the question whether it would be desirable to incorporate explicit attribution rules in tax treaties or in the OECD Model Convention or whether the issue should be addressed in the Commentary to the OECD Model Convention as an alternative (e.g. by formulating certain guidelines on how to deal with conflicts arising from the diverging attribution of income to a person). Another issue which is closely linked to the issue of attributing income to a person is the lack of a comprehensive definition of the term "beneficial owner" in tax treaties. Should a definition be included in the OECD Model Convention?

<添付資料 2>

IFA©2007

IFA 61st Congress in Kyoto

Subject 2 : Plenary Session – Conflicts in the attribution of income to a person

Summary of discussion

General Reporter: Joanna C. Wheeler (Netherlands)

Chair: Prof. Claus Staringer (Austria)

Panel Members: Michael W. Colborne (Canada), Porus F. Kaka (India), Prof. Dr Eric C.C.M. Kemmeren (Netherlands)

Secretary: Daniela Hohenwarter (Austria)

The Chair, Prof. Claus Staringer, opened the Plenary Session on Subject II, "Conflicts in the attribution of income to a person", of the 61st Annual Congress of the International Fiscal Association by stating that the preparatory work had identified a number of areas where fundamental questions arise as to whom income should be attributed for treaty purposes. The Panel would focus their discussion on five different segments: personal service companies; controlled foreign companies (CFCs) and conduit companies; trusts; group taxation; and dividend usufruct and transfer of dividend coupons. Although the segments are diverse, they all raise the same, or similar, underlying question and issue: to whom should income be attributed?

The question is more than theoretical since it has significant practical implications in the application of tax treaties, which would be examined through case studies.

Before proceeding, Prof. Staringer introduced the other Panel Members and the Secretary, and noted that a fourth member, Dr Robert J. Danon (Switzerland), although not present, had contributed to the discussions.

The General Reporter, Ms Wheeler, initiated the discussion by pointing out that the attribution of income concept was fundamental to the operation of tax systems inasmuch as it determines the liability to tax, entitlement to treaty benefits, entitlement to double taxation relief (unilaterally or under treaty) and entitlement to credit of withholding tax; nevertheless, existing treaties provide little guidance on how the concept is to be applied in determining to whom income is to be attributed. For example, can income be alienated without the underlying asset? Some countries say yes, while others say no; in still others, the answer may be yes, but it is difficult to achieve in practice. Such situation provides ample scope for conflicts.

In the case of treaty attribution as a source state, for example, more countries apply their domestic law than those that follow the residence state. This situation is particularly conducive to conflicts when, as Ms Wheeler noted, two states take different views as to whether or not a "person" (and which "person"?) is involved in cases of partnerships.

Segment 1: Personal service companies

As regards personal service companies, is the income attributed to the individual or the company? In introducing this segment, Prof. Staringer remarked that tax avoidance issues can also arise in relation to the attribution of income question when a company established in a low-tax jurisdiction is interposed in the structure.

The conflict here is between attribution by the treaty and attribution by domestic law. If the attribution is made according to domestic law, Ms Wheeler said that the question of who is entitled to claim benefits under the treaty remains to be resolved and noted the fact that other treaty issues can arise in a three-state situation, where the interposed company is in a third state. In response, Mr Kaka suggested that the form versus substance test, as advocated by Prof. Klaus Vogel in the early 1990s when commenting on Art. 15(2) [Dependent personal services; since retitled as Income from employment] of the OECD Model Convention (1992), should be applied in these situations.

Segment 2: CFCs and conduit companies

Mr Colborne described examples of how the conflicts between CFC rules and conduit rules can give rise to issues concerning violations of treaty provisions, and to illustrate this, a number of diverging court cases would be discussed by the Panel. Citing the position taken by the OECD on CFC legislation that there is no conflict between Arts. 7(1) and 10(5) of <u>OECD Model Convention (2005)</u> as the correct approach, i.e. a state is entitled to tax its residents and therefore can tax under CFC rules, Prof. Dr Kemmeren noted that such conflicts have resulted in three court cases, which, however, conflict with each other. In the *Schneider Electric* case, the French Conseil d'Etat found a treaty violation as the income belonged to the Swiss company that had no permanent establishment in France. The UK Court of Appeal ruled there was no violation of the treaty in the *Bricom Holdings* case as tax was imposed on a notional sum, but there was still income to the parent company to which the CFC legislation applied. In the third case, *A Oyj Apb*, the Finnish Supreme Administrative Court ruled no violation of the treaty as the court found the legislation followed the object and purpose of the treaty.

Prof. Staringer noted as another example that in a case decided by the Austrian Supreme Administrative Court (Case 93/13/0185 of 10 December 1997) concerning attribution of income involving an Austrian subsidiary of a UK parent with a Dutch intermediary company interposed between the two companies to mitigate an unfavourable withholding tax rate, the court denied application of the <u>Austria-Netherlands</u> treaty since it found that under domestic law no income could be attributed to the Dutch company due to its scant substance and lack of economic activity. Therefore, as domestic law applied, the court saw no reason to even consider application of the treaty.

Mr Colborne then discussed the *Prevost Car Inc.* case, currently before the Canadian courts, in which the issue is whether a Dutch holding company (the shares of which were held 49% by a UK company and 50% by a Swedish company) is the beneficial owner of dividends paid to it by a Canadian company (in which the Dutch company held 100% of the shares) that the Dutch company paid up to its shareholders. Under the Canadian attribution rules, there is no debate that the Dutch company is the legal owner of the dividends and this is enough to levy withholding taxes under the Canadian domestic rules. The Canada Revenue Agency (CRA) therefore denied the relieving provision for dividends in the <u>Canada-Netherlands</u> treaty on the grounds that the Dutch company was not the

beneficial owner of the dividends. Mr Colborne said the case raises the interesting question of what happens when conduit principles apply and persons to whom the income is attributed reside in other treaty countries.

In this respect, Prof. Dr Kemmeren thought the Panel should distinguish the two-step process under discussion: the first question is to whom is the income attributed, and only when that is answered does the second question arise, i.e. is the person to whom the income is attributed also the beneficial owner? He questioned whether it would be a sensible solution in Prevost if it were found that interposition of the Dutch holding company would result in denial of treaty benefits.

Prof. Staringer then examined the important <u>Indofood case</u>, which also addresses the issue of beneficial ownership. In this case, a Dutch company was interposed to maintain a withholding tax reduction in Indonesia. The UK Court of Appeal overruled the lower court and held that the Dutch company should not be the beneficial owner under the <u>Indonesia-Netherlands</u> treaty. The case has spawned widespread discussion due to the Court basing its reasoning on an "international fiscal meaning" in that beneficial ownership is a treaty concept and therefore treaty law should apply. Prof. Staringer noted that this was a far-reaching approach which shows there is a need to further define beneficial ownership and suggested this be done by looking at its origins and history in order to state clearly what beneficial ownership really means.

Mr Kaka next took the discussion through the evolution of the beneficial owner concept, from the (pre-) beneficial owner Arts. 10, 11 and 12 of the OECD Model Convention (in <u>1963</u> there was no beneficial requirement; paragraph 34 only cautioned dealing with tax avoidance bilaterally) to the <u>1977</u> creation of the concept (Art 10(2) providing "recipient" must be the "beneficial owner", which was not available when an intermediary (agent or nominee) is interposed), followed by the insertion of new paragraph 12 in <u>1992</u> and the <u>2003</u> added paragraph, so that there are now three paragraphs in the Commentary further expanding beneficial ownership resulting in confusion of tax avoidance with beneficial ownership. In Mr Kaka's view, this is evident when looking at the state of case law today.

Segment 3: Trusts

After explaining what a trust is and the different forms it can take, in particular that a trust is not an entity but rather a relationship, Ms Wheeler noted that as regards treaty issues, the question is to whom is the trust income attributed ("paid to"): the trust, trustee, settlor or beneficiary? The degree of revocability retained by the settlor is a determining factor (as in the case of grantor trusts). There are various ways of taxing trust income, such as taxing the trustee as legal owner of the income (without obtaining any benefits from the trust property), the beneficiary as the recipient of income or the settlor depending, for example, on retention of any degree of revocability or powers to replace the trustee, etc. In any case, treaty issues arise as different countries apply differing methods to taxing trust income.

Mr Colborne described a three-step formula under which the determination is made if State R-S treaty applies, whether State S applies domestic law and taxes State S resident and if State R grants a tax credit. However, Ms Wheeler stated some exceptions to this approach, including that tax treaties apply to "persons" not income, while also suggesting there has to be some limitation on how to apply tax treaties.

玉

際

課

Segment 4: Group taxation

Prof. Staringer introduced this segment by pointing out that a separate entity approach under which a deemed attribution is repeated up the chain until all results are pooled in the group parent creates tax treaty issues. Determinations must be made as to who is entitled to treaty benefits, to double tax relief and the maximum allowable tax credit, as well as the applicable treaty withholding rate and the beneficial ownership interest.

Under the absorption approach with full consolidation, as described by Prof. Dr Kemmeren, the legal consequences include the attribution of capital and activities of subsidiaries to the parent and taxation as if there were only one taxpayer, i.e. the parent. Again, regarding tax treaties, as with the single entity approach, this creates real-life issues that are difficult to resolve.

Segment 5: Dividend usufruct and transfer of dividend coupons

In introducing this segment, Mr Kaka explained that these two concepts are primarily separating the income from the asset, either over time or through a single coupon transfer. The treaty issues which arise are: is the income attributed to the coupon or usufruct holder, or is it attributed to the owner of the underlying asset? This brings in the second step which the Panel feels is relevant, i.e. is the holder of the income, and not the owner of the asset, the beneficial owner of the income? This is a step which has often been done and often comes out within the treaty. However, this did not happen in the *Bank of Scotland* case, as there are now not one but three Commentary paragraphs explaining beneficial ownership with one of those linking it with tax avoidance.

In this case, a US company took out a loan from the Bank of Scotland, a UK resident, with the loan to be repaid through the US company issuing non-voting preference shares from its French subsidiary and assigning the usufruct, i.e. the right to dividends, to the Bank of Scotland for a #-year period.

Because the total usufruct payments did not leave the bank with what would be considered sufficient interest – and taking into account that the benefits under the <u>France-UK</u> treaty due to a reimbursement of dividend tax credit provision would have resulted in the bank receiving a substantially larger amount – the French tax authorities argued that the transaction was artificial, masking the real transaction, i.e. the loan to the US company, a view which the Conseil d'Etat upheld in finding that the UK bank was not the beneficial owner. As to the first result, Mr Kaka agreed that that could be a possibility; however, as to the second issue on beneficial ownership, he expressed reservations in that the Court seemed to have accepted that beneficial ownership concepts permit the rewriting of the entire transaction based on tax avoidance and treaty shopping principles.

Recalling the history, Mr Kaka pointed out that beneficial ownership was meant to exclude agents and nominees interposed between two corporations and that the Bank of Scotland did not act on anyone's behalf as it had full use of the funds and could disperse them as it saw fit. The two-step approach was not followed in Bank of Scotland – a process that Mr Kaka considers essential – but instead the Court recharacterized the entire transaction based on beneficial ownership.

In discussing the *Royal Dutch* case, Prof. Dr Kemmeren put forth the question: what is required by the concept of beneficial ownership? Is it beneficial ownership of the shares, of the income, of the coupon or of the dividend? He advocated the addition of an *economic* element to the process in order that contentious treaty issues could be more readily resolved. Mr Kaka, however, disagreed with this suggestion pointing out that Bank of Scotland was a 2006 decision while Royal Dutch was handed down in 1994 at a time when there was a simpler definition of beneficial ownership. More importantly, apparently documents submitted to the lower court showed that the US company virtually guaranteed repayment of the loan.

As the Panel discussion revealed, there are no clear tax treaty provisions or principles, with the result that double taxation or double non-taxation may occur. The question thus arises whether explicit attribution rules should be incorporated in tax treaties or in the OECD Model Convention or the Commentary. Two different definitions were put forward by Panel members.

The first proposal, put forward by Dr Danon and presented in his absence by Prof. Staringer, states "The person who legally, economically or factually has the power to control the attribution of the income [should be the beneficial owner]." As this takes a subjective approach in using certain terms, some Panel members viewed it as too ambiguous inasmuch as it could lead to numerous issues of interpretation and litigation.

The other, an objective definition put forward by Mr Kaka, states "Person who de facto, to the exclusion of others, has power to exercise or in fact is shown to exercise, control over the disposal of the income, including through nominees and agents but not including shareholders, partners or other such persons exercising de jure control indirectly without anything else to the contrary. The exercise of such rights as beneficial owner must not be on anyone's behalf, but in his own right."

In closing the discussion, Prof. Staringer reiterated the starting point that the issue of attribution of income is fundamental to the application of tax treaties, while acknowledging that they are silent on the matter. In his view, beneficial ownership is a different concept from attribution; attribution of income is one thing and beneficial ownership is about treaty application. Prof. Staringer felt that the fairest conclusion of the Panel's preparatory work and the discussion session is that the work is far from being over.

IBFD Reporter: Richard Casna